

第二部

パワー・トランジッションの中の日米中

第四章 日米同盟に対する中国の認識と対応—冷戦後の展開

高木誠一郎

はじめに

日米中3国の関係は密接に絡み合っているが、3組の2国間関係はそれぞれに特徴的であり、どの1国から見ても他の2国との関係は決して対称的なものではない。言うまでもなく日米は同盟関係にあり、時として様々な摩擦を引き起こしながらも、米国にとって対日同盟関係は東アジア戦略の「要石」であり、日本にとって唯一の同盟関係である対米同盟は安全保障政策の根幹をなしている。また、日米関係は安全保障面に限定されるものでなく、経済的相互依存と文化的相互浸透によって深く結びついている。これに対して米中両国は冷戦後急速に経済的相互依存度を高めながらも、安全保障面では「敵でもなく味方でもない」という協力と摩擦が混在し、変転の激しい関係を展開してきた。日中関係はやはり経済的相互依存が深化する中で、歴史認識問題、領有権問題、食品安全問題等をめぐる摩擦とその收拾努力を繰り返してきた。2005年の安倍晋三首相の訪中以降徐々に確立した「戦略的互惠関係」も、「戦略的利益の共通性に基づく互惠関係」というその基本定義が明示するように、戦略的利益の不一致を克服できるものでないことは、その後の展開に照らして明らかである。したがって、3組の2国間関係を関連づけ、日米中関係の展開を論ずるに当たっての核心的問題の一つは、同盟を中核とする日米関係に対する中国の認識と対応ということになるのである。本稿はそのような観点から、冷戦後の日米同盟関係に対する中国の認識の展開を検討し、オバマ政権による「米国」の「アジア回帰」以降の日米同盟に対する中国の対応を評価する基盤を提供しようとするものである。

1. 分析の枠組み

中国の国益の観点から一般的にどのような日米関係が望ましいかについて、1995年秋、1996年春と秋、1996～1997年の冬に中国で聞き取り調査を行ったバニング・ギャレットとボニー・グレーザーが以下のような的確かつ要領のよい概括を行っている¹⁾。

それによると、全てを斟酌すれば、日米同盟は、以下の点で中国にとって有利に作用することから、中国の国益にかなうものと判断される。すなわち、1) 日本の地域覇権に対する野望を抑制し、2) 日本の軍事力構築を制約し、日本の軍事力投射能力を限定する、

- 3) 中国の経済的、政治的、軍事的パワーの増大を懸念する他のアジア諸国を安心させる、
- 4) アジア太平洋地域全体の安定に寄与する。

したがって、日米関係における摩擦が過度に深刻化することは、米国の対日影響力の低下をもたらし、同盟関係の破綻を招きかねず、そうなれば日本の軍事力強化の引き金を引くことになり、核武装さえももたらしかねない、という理由で中国にとっては望ましいことではない。しかしながら、両国の関係が緊密すぎると中国にとって別の危険が生じる。すなわち、日米中三角関係における中国の立場が弱まり、米国および日本に対する中国の影響力が低下する。また、日米が共同して、軍事力の透明性と軍備管理、人権、貿易、南シナ海における中国の行動等について中国に圧力をかけてくる可能性もある。最悪のシナリオは、軍事協力を含む日米合同の中国封じ込めである。特に中国が懸念するのは、日米同盟の枠内で在日米軍と自衛隊が協力して、台湾独立阻止のための中国の武力行使に対応することである。以上を要するに、もっとも中国の国益にかなう日米関係のあり方は「緊密すぎず、疎遠すぎず (neither too close nor too distant)」ということになる。

この概括は、冷戦後の日米関係に関する中国の判断と反応を測定する物差しとして使用可能であり、以下の分析の枠組みとして利用することにする。

また、日米同盟に対する中国の認識は、当然のことながら、国際状況全般に対する認識の重要な一環をなしている。したがって、以下の検討においては、日米同盟に関する認識と全般的状況認識との関連にも着目していく。

2. 冷戦後の中国の対外認識と日米関係

(1) 脱冷戦期における日米安保体制と中国

1980年代末冷戦が終焉過程に入ってから1990年末頃までの間、中国の国際的権力構造に対する認識は、米ソ両超大国を中心とする双極体制が崩れ多極体制に向かって変化しつつあるというものであった。このような変化は米ソ両超大国の同時並行的衰退と日本およびドイツ(あるいはドイツを中心とする欧州)の勃興により進行するものと考えられたが、1970年代末に改革開放の歩みを始めた中国もいずれ多極体制の中の一つの極をなすことが想定されており、このような変化は中国にとって望ましいものであった。また、当時中国は国際関係で作用する国の力を、単に軍事力だけでなく、それに経済力、科学技術力、国家的凝集性等も加えた「総合国力」と捉えており、軍事力における劣勢は深刻な問題と考えられてはいなかった。

日米関係のあり方は、このような全般的国際状況認識の一部をなすものとして、それまでの日本の対米従属からより「兄弟的」なパートナーシップへと転換しつつあるものと認識されていた。そして、その要因とされたのは日本の国力の向上であり、それによって顕在化してきた日本の対米対抗姿勢である。ただし、特に摩擦が顕在化した経済関係には同時に相互依存関係という側面があることも認識されていた。さらに、両国間の戦略的利益には共通性があるとされており、両国の同盟関係が動揺するとは考えられていなかった。

このような認識は多極化への転換には長い時間を要するという当時の一般的国際状況認識と通ずるものであり、中国の国益との関連からは、日米関係は中国にとって望ましい変化を遂げつつあるものの、未だ最適な状態になってはいない、ということになる。

(2) ポスト冷戦期 I : 1991 年初頭～1990 年代中期

国際的権力構造が多極化しつつあるという認識は 1991 年初頭の湾岸戦争によって大きく動揺することになる。すなわち中国は、この戦争により米国が「大規模な派兵と交戦が可能な唯一の超大国」であることを実証し、「世界の多極化への発展を遅らせた」と認識したのである。同年末のソ連の崩壊によりそのような認識がさらに徹底したことは言うまでもない。国際権力構造に関して、多極化という認識を少なくとも一時棚上げにせざるを得なかった中国は、結局「一超数強」（一つの超大国と数個の強国が相互に依存し、相互に競争している）であり、これは多極化の「初級段階」である、という認識に落ち着く。中国にとってこのような状況は、その他の可能性として懸念された米国の一極支配、米日欧の三極体制、先進 7 ヶ国による共同統治等に比べれば、望ましくなくとも害の最も少ないものであった。さらにこの権力構造を受け入れやすくしたのは、多極化の進展は地域ごとに異なり、アジア太平洋地域においては、米国の超大国としての力もその一部しか展開されていないのであり、日本、中国、ASEAN と共に「多中心的」構造を形成しているという認識であった。

このような全体的状況認識の一環として、日米関係はさらに中国にとって望ましい方向に変化しつつあると認識された。すなわち、経済・科学技術領域における摩擦の激化が主導的地位の争奪に至っており、日本の「政治大国」志向は中国との関係強化による対米自立という方向性を含んでいると捉えられたのである。またこの頃、両国のアジア太平洋地域における主導権争いが激化しているとの認識の下に、日米中の「新三角」² 関係が地域情勢の基本的規定要因であり、中国は対日関係を操作することによって対米関係を有利に

展開することができるとする「戦略論」が登場した。

(3) ポスト冷戦期Ⅱ：1990年代中期

1990年代半ばになると国際権力構造をめぐって、中国としては珍しい公開の活字メディアにおける論争が起きた。一方に、冷戦終焉後に成立したとされる「一超多強」ないし「一超多強」という国際権力構造は定着しつつあり、冷戦期の双極構造に匹敵する永続性を持っているという主張があったのに対して、他方、このような考え方は米国の影響力を過大評価するものであり、現実には脱冷戦期に期待された多極化の進展が加速しつつあるのだという主張がなされたのである。後者の主張の背景には「東アジアの奇蹟」と呼ばれたアジアの好調な経済成長があった。1992年の鄧小平の南巡講話を契機に高度成長の軌道に乗った中国経済がその重要な一環をなしていたのは言うまでもない。しかしながら、両者はかなり激しく相手方を攻撃したものの、多極構造を中国にとって望ましいものとする点では一致していた。

このような状況下、中国の国益との関連から見た日米関係はさらに望ましい展開を遂げていた。当時の論評によれば、日米関係は特殊な同盟から基本的利益の衝突へと変化しつつあったのである。その根拠とされたのは、日米間のさらなる貿易摩擦と日本の対米平等要求の高まりに加えて、米国側に対日同盟不要論が出てきたことである。また、当時日本で盛んに議論された円経済圏構想や雁行型経済発展理論は、日本の「アジア回帰」ないしは「脱米入亜」傾向と見なされた。しかし、対米同盟の解消が見込まれていたわけではなく、日本のアジアにおける主導権追求がそれによって制約されると考えられていたのである。

3. 日米安保体制の再定義と中国

ところが、1996年4月17日の日米安保共同宣言によって日米安保体制が再確認・再定義されると中国の反応はにわかに厳しいものとなった。その背景には、以下のような中国を取り巻く国際環境の悪化があった。まず、対米関係は1995年に実施された台湾の李登輝総統の訪米により、それを個人の資格によるものとする米国側の釈明にもかかわらず、緊張が高まっていた。対日関係においても、同年5月の中国の核実験への抗議として、日本側がODAの一環である無償資金協力を凍結したことにより、やはり緊張が高まっていた。また、台湾では日米安保共同宣言の約1ヶ月前、1996年3月20日に、1980年代から徐々に進展した台湾民主化の最終段階というべき、第1回の総統直接選挙が行われるこ

とになっており、中国が台湾独立派と見なしていた李登輝候補の当選が確実視されていた。これに対して中国は、この傾向に歯止めを掛けるべく、李登輝候補の当選が中国の武力行使をもたらしかねないとの脅しを目的として、台湾近海（ただし領海外）へのミサイル発射「実験」、沿岸の離島への着上陸訓練等を実施した。中国の措置は一時台湾の株価下落をもたらし、一定の効果を上げつつあるように見えた。しかしこれに対して米国は台湾近海に空母戦闘群を2個派遣することによって台湾住民を安心させ、李登輝候補が圧倒的多数で当選した。さらに状況的には、冷戦の最終段階で社会主義体制から脱却し、市場経済と民主的政治体制に転換した東欧諸国が NATO への加盟を希望していたのに対し、NATO 側もついに 1995 年の 9 月の拡大原則採択によりそれに応じることとなり、ポーランド、チェコ、ハンガリーの加盟に向けての交渉が進展しつつあった。ヨーロッパにおいても米国を中心とする同盟体制が強化されつつあったのである。

このような状況下で日米安保体制の冷戦後における存在意義が再確認・再定義されたことに対して中国が否定的に反応するのは当然のことと思われる。しかしながら、当初中国は必ずしも否定一辺倒の反応を示したわけではなかった。そもそも冷戦の終焉を受けた日米安保体制の意義を再確認する共同宣言は、1995 年 11 月に大阪で開催された APEC 非公式首脳会議出席のため訪日するクリントン大統領と村山首相によって発表される予定であったが、クリントン大統領の訪日が米国内の事情により延期されたため翌年の発表となったものである。当初の発表予定を控えた時点で、中国の銭其琛外相は、日米安保体制再確認とそれに伴う米軍の日本駐留を容認する姿勢を示したが、その理由は日本のアジアにおける軍事的影響力拡大を抑制することを期待してのことであるとの分析がなされていた。日米安保共同宣言が発表された日米安保共同宣言発表翌日の中国外務省の声明は、日米安保条約が2国間の範囲を超えることと自衛隊の装備増強に懸念を表明しつつも、日米との協力関係強化の意向を表明し、日本の軍備に関しても日本政府の慎重な対応への期待をにじませていた。同日の『人民日報』の論評は、共同宣言が地域の平和に対する「中国の建設的役割」に触れていることに言及した。その翌日の『人民日報』に掲載されたさらに詳しい論評は、同盟体制が「ソ連封じ込め」から「極東の緊急事態対応」に、「防御型から攻撃型」に、日本の役割が「保護享受型から参加型」に変化した等の解釈を紹介しつつも、それに対抗する傾向の存在にも触れ、その未確定性を強調するものであった。

ところが、4 月末頃から中国の論調は明らかに警戒色が強くなって来る。すなわち、日米安保体制は防御的な「楯」から攻撃的な「矛」へと質的転換を遂げており、その適用地

域も日本防衛からアジア太平洋地域へと拡大したとされ、日本の役割は単なる基地提供から対米共同行動へと拡大しつつあるとされたのである。日米関係の強化に関しても、共同宣言とほぼ時を同じくして発表された物品役務相互提供協定(ACSA)に触れるとともに、その「中核中の中核」として共同宣言で言及されている「防衛協力指針(ガイドライン)」の改訂に警戒感を示している。また中国についても、その脅威が暗黙の了解とされており、共同対処が検討されているという認識が顕在化してくる。

さらに、当時の中国の関連する論評の仔細な検討からは、中国のより根深い懸念を読み取ることができる。すなわち、日本の軍事力は今や相対的に独立した存在として、「ハイテク通常化軍事大国」へと着実に変化しつつあるとされるが、そこで注目されているのは海上自衛隊と航空自衛隊の能力である。また、非核三原則にもかかわらず、日本が核兵器開発に必要な科学技術力と経済力を持ち、多量のプルトニウムを保有しているとして、日本を「準核保有国」とするものさえある。また、日本のPKO参加も自衛隊の海外派兵を正当化するものとされた。これらに加えて、当時の中国の論評は日本の国内政治が「右傾化」しつつあると主張する。その根拠とされるのは、1996年7月以降に生じた、橋本首相による靖国神社参拝、右翼団体による尖閣諸島上陸と灯台の修理、中国の核実験に対する抗議等であった。

共同宣言で言及された戦域ミサイル防衛(TMD)に関しては、日米両国が自国の安全保障を超える目的を追求しているとの警戒感を基底に、それが海上配備型上層システムを対象とした共同技術研究へと発展していく中で、中国は警戒心を強めることになる。すなわち、それは中国の核抑止力を無力化しかねないものであり、日本の軍事力高度化をもたらすものとされたのである。また、海上配備のTMDが台湾近海に展開されるだけでミサイル配備による中国の台湾に対する圧力を軽減することになる。もしTMDが台湾に配備されることにでもなれば、米日台の軍事的連繫が形成され、中国に対する脅威は一段と高まることになるのである。

以上のようなより直接的な政治・軍事上の懸念に加えて、日米安保共同宣言以降の日米関係は、地域レベルで多極化が進展しつつあるという、アジア太平洋地域の権力構造に対する認識を根底から動揺させるものであった。極端な論者はこの地域で米日の「合同覇権」が成立しつつあると主張したのである。また、この動きは当然NATOの東方拡大と連動したものと捉えられ、1997年4月の中ロ共同声明は米国の「軍事ブロックを拡大しようとするたくらみ」と強く非難している。

中国が日米関係緊密化の「中核中の中核」とみなした、「日米防衛協力指針（ガイドライン）」の改訂に関しては、当時の指針で触れられていなかった、日本周辺における日本の安全保障に重大な影響を及ぼす事態（いわゆる「周辺事態」）に台湾が含まれるか否かが中国にとっての最大の関心事であった。この点に関して、最終報告発表前月の1997年8月に梶山静六官房長官が台湾も当然含まれる旨の発言をしたことにより中国の反発は一挙に高まった。翌月の最終報告の発表に際して政府は、「周辺事態」が地理的概念ではなく、何がそう判断されるかは事態の特徴に依ると説明した。また、日本側の対米協力は戦闘地域と一線を画された地域で行われる後方支援であり、それには武器弾薬の提供は含まれないというものであった。しかし、これらが中国側の懸念を払拭するに至らなかったのは言うまでもない。

これらの展開に対して、中国は一方で対米および対日関係の改善を図りつつ、他方で対抗措置を執るという二面的な対応をした。特に顕著に進展したのは対米関係改善で、1997年10月には江沢民国家主席の訪米、翌年6月にはクリントン大統領の訪中が実現した。対日関係においても、1998年11月に江沢民主席の訪日を実施されたが、日本滞在中に江沢民主席が機会あるごとに歴史問題に言及して日本側の反発を招いたため、関係はむしろ悪化した。中国の対日行動にはクリントン訪中で実現した対米関係改善を梃子に日本側に圧力をかけたという面もあったと思われる。

日米安保体制の緊密化はその後も順調に進展した。1999年5月には「新防衛協力指針」実施の法的根拠となる「周辺事態安全確保法」が成立し、同年8月には、1年前の北朝鮮によるテポドンミサイル発射を契機に具体化が進んだ、ミサイル防衛共同技術研究が開始された。しかしこれらに対して中国側が激しく反発することはなかった。当時中国にとっての最大の問題は、コソボ戦争中に起きた米軍機による駐ベオグラード中国大使館の誤爆事件であり、その背景としてのNATOの新戦略概念採択による米国の影響力の拡大であった。

4. 9.11 テロに対応する日米協力と中国

2001年9月11日にニューヨークとワシントンで起きた一連のアルカイダによるテロ攻撃（9.11 テロ）以降の国際情勢について中国の論者が注目したのは、米国の対アフガニスタン武力行使に対して全ての大国を含む大多数の国が支持を表明したことから明らかなように、米国が圧倒的影響力を発揮するようになったことである。中国の論評によれば、米国は反テロ戦争を通じて軍事的主導権を強化したのであり、グローバルな軍事バランスは

「一段と打破」された。すなわち、米国と NATO 加盟国は中央アジアへの軍事介入を開始し、日本とドイツは「海外派兵の宿願」を実現し、ロシアの海外基地は収縮したのである。中国のある論評はアフガニスタンに NATO の東方拡大と日米安保体制強化の結節点と表現していた。

日本の小泉首相は、9.11 テロの被害者に日本人も含まれていたこともあり、国連安保理が直ちにこれを「国際の平和と安全に対する脅威」と認める決議を採択したことを受けて、テロとの闘いに「主体的に」関与していく方針を決定した。それに基づき政府は、同年 10 月 5 日に、海上におけるテロリストの武器弾薬、麻薬等の輸送を阻止する米軍を中心とした活動に対する燃料や水の補給等を実施することを定めた「テロ対策特別措置法」案を国会に提出し、同法は同月 29 日に成立した。この展開に対して中国の論評は、法案の国会提出から成立までの「異例のスピード」に注目するとともに、自衛隊の海外活動の「無限」拡大をもたらす、「戦時派遣」の先例となる、専守防衛の放棄を意味する等の表現で警戒心を露わにしていた。

ところが、外務省のホームページに依れば、中国政府の対応はより冷静であった。同法案の国会提出から数日後の 10 月 8 日にその説明のために北京を訪問した小泉首相に対して、中国側首脳はその前に小泉首相が廬溝橋の抗日戦争記念館を訪問して日本の対中侵略に対する反省を表明したことを、小泉首相の 8 月 13 日における靖国神社参拝以降の「日中間の緊張局面を緩和する」ものと評価し、テロ対策特別措置法に関する説明をおおむね受け入れたのである。すなわち、江沢民国家主席は、自衛隊が戦闘活動に参加するわけではないという小泉首相の説明に対して、「理解しやすい」と述べ、その海外派遣に対する「アジアの警戒感」への注意を喚起したのみであった。朱鎔基首相も「自衛隊の海外活動の拡大には慎重に対処して欲しい」と述べるのみで、特措法の内容に対する反対を表明したわけではなかった。

しかしながら、このような首脳の対応は大衆レベルに伝達されることはなかった。小泉首相の北京訪問を報じた中国メディアは、抗日戦争記念館訪問のみを取り上げ、あたかもそれが中国に対する謝罪を目的としたものであるかのごとき印象を作り上げていたのである。対テロ特措法を受けた日米安保体制に対する評価も、当然のことながら、日米の軍事的一体化の進展、日米同盟による日本の軍事行動の拡大と防衛力増強を強調するものであった。ただし、そこにはかつての「日本軍国主義復活」論のような強烈的な警戒感があったわけではない。中国もテロとの闘いにおいては米国と立場を同じくしており、むしろこれ

を契機に対米関係の改善を図ろうとしていた以上、対テロ特措法を通じた日米安保体制の強化に抗議することはできなかったのである。

2003年3月の米国によるイラク攻撃に向かう事態の進展において、中国は米国に批判的な立場を取ったが、その表明は決して力強いものではなく、強烈に反発したフランスやドイツは言うまでもなく、ロシアの反対よりも低姿勢であった。戦闘行為終了後に日本がやはり特別措置法を成立させて自衛隊の派遣による人道復興支援を実施した際にも、中国は、軍事面で作用を発揮する際の「特別に慎重な態度」に対する希望を表明するだけであった。当時中国は胡錦濤総書記・国家主席を中心とする新体制の発足期にあったが、中国の継続的経済成長とそれに伴う軍事力の増強が懸念をもたらしていたことに対して、「平和的勃興」論の提示により、対外的には米国を中心とする既存秩序に挑戦しない「現状維持勢力」であることをアピールしようとしていた。そのような対外路線により、対米関係も良好に維持できるとの自信があり、日米安保体制の強化に強い懸念を感じてはいなかったのである。

5. 日米同盟体制の変革・再編と中国の対応

対テロ戦争が主要課題となりつつある状況と軍事革命（RMA）の進展を背景に、米国は世界規模における米軍配備の再検討を開始し、在日米軍の再編も当然その一環となった。これに関して両国政府は、米軍の再編が単なる日本側の負担軽減の議論に陥らないよう、2002年12月の協議において、以後の協議を両国「共通の戦略目標」の確認（第1段階）、それを達成するための両国の「役割・任務・能力」の検討（第2段階）、「兵力態勢再編」の検討（第3段階）という3つの段階を経て行うことに合意した。

第1段階の共通の「戦略目標」は2005年2月19日の日米安保協議委員会（2+2）の共同発表によって明らかにされたが、それに対する中国の反応は明らかにその前日の *Washington Post* 紙の報道に影響されていた。同紙は、日米が「初めて」台湾を安全保障上の「共通の懸念」とする文書を発表すると報じ、日本が米国の台湾政策に参加することを意味すると論じたのである。実際に発表された文書は「共通の戦略目標」を世界レベルと地域レベルに分類し、地域レベルのものとして12項目を挙げていたが、その内中国に関するものは3項目に過ぎなかった。その内容も、1) 中国との協力関係の発展と中国の責任ある建設的役割の歓迎、2) 台湾海峡問題の対話による平和的解決、3) 軍事的透明性改善の奨励、といった、少なくとも表明上は反対しにくいものであった。しかしながら、

中国の反発は強烈で、両国による台湾問題への共同の言及に「断固反対」を表明するとともに、同問題が中国の主権と核心的国益に関わる問題であることを強調した。

第2段階の「役割・任務・能力」に関する合意は2005年10月の「2+2」会議を受けて発表された「日米同盟：未来のための変革と再編」により明らかにされたが、中国の公式の反応としては、2国間の取り決めは2国を越えて第3国に対するべきではない、という外交部スポークスマンの公式論があったのみである。2006年5月に発表された米軍再編案「再編実施のための日米ロードマップ」に対しては特段の公式反応はなかった。しかし、この頃の中国の論評は、日米安保体制が、1996年の共同宣言により日本防衛から「アジア太平洋の平和と安定の基盤」という形で質的变化を遂げた後もさらなる変化を遂げており、今や「世界の中の日米同盟」となっていることを指摘している。また、その日米同盟が反テロ、拡散防止に加えて共有する価値観の促進も目的とするものとなったという認識を示している。日米の軍事力の統合に関しても、その内容が情報共有、共同訓練のみならず、座間基地および横田基地における両軍の司令部機能の併設により一段と実効性を高めていることを指摘する。以上を要するに、中国の見方に依れば今や日本は米国の世界戦略に全面的に組み込まれているということになるのである。

以上のような判断に基づき、復旦大学の呉心伯教授は、今や日米同盟の「銀の裏地」(silver lining)たる日本の軍事力強化に対する抑制作用は失われたと断じ、強化が進む日米同盟が地域安全保障の日米共同管理による中国の影響力の制約を目的としているとして、地域安全保障が日米同盟対中国という形で2極化しつつあると警告を発したのである。しかしながら呉心伯教授が主張するのは、中国側の対抗措置の強化ではなく、日米同盟を包摂する地域の安全保障共同体の形成であり、そこには大国間の協調、問題事の有志連合、地域および下位地域レベルのメカニズムが含まれるべきだとしているのである³。

日米同盟の強化が中国の脅威に対抗する性格を顕在化させつつあるという認識はその後も強まっているが、オバマ政権の「アジア回帰」の一環として進行しつつある日米同盟再編の新展開に対する中国の認識を踏まえた、その検討は稿をあらためて行うこととしたい。

— 注 —

- 1 Banning Garrett and Bonnie Glaser, "Chinese Apprehensions About Revitalization of the U.S.-Japan Alliance," *Asian Survey*, Vol. XXXVII, No.4 (April 1997), pp.385-386.
- 2 米中接近以降の中米ソ関係を「大三角」とする冷戦期の戦略論が下敷きになっている。
- 3 Wu Xinbo, "The End of the Silver Lining: A Chinese View of the U.S.-Japanese Alliance," *The Washington Quarterly*, 29:1 (Winter 2005-06), pp. 119-130.